

第3回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年10月11日（水）17時00分～18時15分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 植木委員、佐藤委員、道前委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、松岡委員

使用者代表委員 西本委員、福島委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議 事

- (1) 各種商品小売業等最低賃金全国設定状況の訂正について
- (2) 金額審議について
- (3) その他

5 資料目次

- (1) 資料 各種商品小売業等最低賃金全国設定状況の訂正について（第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会資料）

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第3回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について御報告します。本日の委員の出席状況ですが、労働者を代表する松岡委員は少し遅れるという連絡を頂いています。また、使用者を代表する寺尾委員は欠席です。現時点で9名の委員のうち7名の御出席を頂いております。最低賃金審議会

令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

本日の審議会は公開しておりますが、傍聴希望はありませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 では第3回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を始めていきたいと思
います。

議事の1、各種商品小売業等最低賃金全国設定状況の訂正について事務局から説明をお
願いします。

○片山賃金室長 第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会に提出した資料に誤りが
ありましたので、説明させていただきます。

資料を御覧ください。こちらは第1回専門部会の資料のうち資料ナンバー9として提出
した資料です。こちらは全国における各年度の特定期間最低賃金額を調べ、前年度からの上昇
額を記入した当局作成の表ですが、対前年上昇額欄の計算式に誤りがあり、結果として、
すべての年度において上昇額の数値が誤っておりました。訂正後の資料は次ページのと
おりとなります。

この度は、確認漏れで誤った資料を提出し、大変失礼いたしました。今後はこのような
ことのないよう、資料チェックを十分に行い、誤りのない資料を提出いたします。

改めまして、資料に誤りがあり大変失礼いたしました。

○佐藤部会長 では、議事の2、金額審議を行いたいと思います。

前回までは資料が出そろっていなかったということで、まずは全ての資料が出そろった
ところで、労働者側、使用者側それぞれが協議をした上で金額を提示するという
ことになっていました。本日は全ての資料が出そろいましたので、金額を提示していただく
ことになると思います。

労使のイニシアティブを発揮していただきまして、真摯に審議を進めて全会一致を
目指していきたいと考えております。

最初に、本日の進め方について、労働者側は北畑委員で使用者側は西本委員と10分程
度三者協議をさせていただきたいと思っておりますので、会場の準備をお願いします。

10分間休会します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。

今、三者協議をさせていただきまして、本日、金額を提示していただきますが、まずその金額提示のために双方分かれての協議が必要ということになりましたので、これから労働者側、使用者側それぞれに分かれて協議していただきたいと思います。大体10分程度ということでしたので、10分間休会させていただきます。

会場の準備をお願いします。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開したいと思います。

では、金額の御提示と、その根拠をお願いしたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

○北畑委員 金額の提示につきましては、905円を提示させていただきます。特定最低賃金905円が妥当であると考えています。

その根拠について幾つか申し上げていきたいと思います。まず、今回の申出の適用労働者数に対する協定率につきまして、82.5%の協定率をもって905円になっています。そういった意味では、この鳥取県下に置かれている、その協定を結んでいる人たちの80%を超える方々がもう905円であるということからすると、残りの方々につきましても905円がまずは妥当であるといったところです。

第2回の専門部会の資料に、影響率を示した表がございます。この影響率を見ますと901円以上905円までが18.55%ということで、影響率が全く同じ内容になっています。ということであれば、905円でもこのところについては、全く影響はしないというところも根拠の中の一つになっています。

加えまして、同資料の74ページの鳥取県の経済動向の中に大型小売店、百貨店、スーパーの消費が示されていますが、持ち直しの動きが強まるとなっており、特に結果概要のところの二つ目、百貨店については、11億円と前年同月比3.1%の増となっています。大型小売店は15か月連続の前年同月比プラスと好調だと示しています。一番下の指標解説の大型小売店販売額の令和5年のところを見ても、極めて好調な推移がこの中からも読み取れるので、十分にこの905円の根拠となるのではないかと考えています。

最後に、第2回の専門部会で委員限り資料の令和5年度鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正審議に係る意見聴取結果ですが、実際のところ使用者の方と労働者の方々の感覚はどうなのかといったところを見させていただきました。資料ナンバー1のところに、使用者の最低賃金に対する意見ということで掲載されています。その中には、賃金の改定が必

要と考えているという意見があります。給料が上がることはいいことであるといった意見もあります。企業にとっては厳しい状況だという意見もあるのですが、ここにつきましては、先ほど来申し上げています影響率のところ、全く影響がないということであれば賃金の改定が必要だということに対して可能ではないかと思えます。資料ナンバー2労働者についても、労働者としても賃金が上がることがいいと、これがモチベーションにつながるといったような意見も散見されていますので、そういった意味では、905円がふさわしいのではないかと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

その他、労働者側で補足等ありますか。特にないですか。

では、提示額が905円で根拠として4点上げていただきました。

それでは、使用者側お願いします。

○西本委員 使用者側は、901円を提示します。

労使協定の最低額が905円で、7年ぶりに地域別最低賃金を上回ったのですが、鳥取県の地元の百貨店にとっては、全国規模の大手ショッピングセンターと同じ金額というのは、かなりのインパクトがあるので、その金額の範囲の中で考えていかなければならないということです。ということで今年は一旦901円、地域別最低賃金プラス1円という、引上げの最低額で提示します。

それと、これは最低賃金であって、901円というのはあくまでも、これより下の時間額で雇うことができないという法律で決められた下限値です。各種商品小売業については、限られた事業所になるので、各社の労使で決められた賃金が、総額人件費にどれぐらいの影響を与えるのかというようなところ、1円上げたからその方だけがというわけでもない、周りにも多分影響するでしょうし、そういうところも踏まえて各社の労使が901円以上で、902円にするのか903円にするのか、そこはもう各企業の労使にお任せした方がいいのではないのかというのが素直な意見です。

都市部はそれなりの活況を呈しているのですが、鳥取の百貨店については、前年比を見て持ち直しているというのは、前年比というのはまだコロナ禍にありましたから、完全に持ち直したところから更に持ち直していただいいのですが、コロナ禍で業績が落ちたところからある程度持ち直しても、それはまだ持ち直しているとは言えないと思います。鳥取県の資料はそういうところを考慮しなければいけないので、使用者側としてはあまり参考にはせず、どちらかという各事業者の資金繰りや、総額人件費などにどれだけ影響

を与えるのかというのが今後大きなポイントになってくると考えています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側は901円の提示ということです。

○福島委員 経営者の実態というか、今回の引上げについての意見ということになります。使用者側としては、まず、鳥取県最低賃金の900円はかなりのインパクトある数字だったということで、昨年までの引上げ額から予測していた金額を倍ぐらい上回ったと思っています。901円ですと影響率が18.6%ぐらいになるということで、労働者側の協定率は、協定の85%ということでしたが、やはり使用者側からすると、その20%に近い影響率があるというのはかなり大きな負担になると捉えているということです。

あと、今年の3月以降の売上げはどうなのかということで、私の手元で百協資料というのがありまして、百貨店協会が出している売上げの資料なのですが、それでいくと、鳥取県内3店舗の百貨店の売上げの合計でいくと3月・8月期が前年比100.01%です。ですので、前年と同水準ということだと思うので、都会はインバウンドが返ってきていると言われていますが、地方にはインバウンドはそもそもなかった上に、まだコロナウイルス感染症の影響はあるということで、コロナ前の売上げから比べたとしたらかなり下回っているというところでは、何が一番大事かということ、期間業績だと思っています。売上げが上がっても経営状態でいったら黒字なのか赤字なのかといったら、赤字のところはあるのではないかと思います。多分この程度の売上げではまだ厳しいと思います。要は経営からすると黒字になれば賃金を上げられるとは思いますが、まだ赤字が解消されていない中でさらに引き上げるということはなかなか厳しいと思います。

それと、影響率についてですが、たまたま901円から905円まで影響率は同じなのですが、たまたまそこは雇っている方がいない範囲だったという状況だと思います。だから900円までのところに該当する人が多くて、1円上げるとその222人に影響が出てしまうということになります。900円の次は905円で、901円から904円までの人はいなかったという状況だと思います。ただ実際企業としては、最低賃金が46円上がったからといって全従業員の賃金を46円上げられる状況ではないということなのです。だから鳥取県最低賃金も毎年上がっていますが、それに伴って全員がベースアップしているのかといったら、そうできる状態にはないということだと思います。ですので、逆に最低賃金ばかり上がってしまうと、今日入った人と、5年働いていた人と賃金は同じですというような話になるわけです。全体的に上がらなかつたらそうなるのです。影響率は変わらないという数値の面ではそうなのですが、実際には賃金を上げることができない

という状況の中で最低賃金が上がると、業務内容や、経験年数が違ってても、同じ給料だということが増えてきているので、その数値に出ていない部分も御理解いただきたいという思いです。

もちろん、来年のことも考えると、もっと上がっていくのではないかという不安はあります。協定でしっかり集めていただいた労働者側の皆さんには敬意を表するところですが、今のところはなかなかこのまま上がってしまうと本当に厳しいと思っていますので、その辺のところでは使用者側としては、905円でいきましょうということにはなかなかならないので、最低のところでは901円という提示をさせていただいたということで、御理解いただきたいと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ということで、労働者側が905円で使用者側が901円ということで4円の開きがあります。

労働者側、ほかに御意見はありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、今回、金額の提示がありましたので、次回以降、また冒頭に三者協議をさせていただいて、それぞれまた新たな金額を提示していただくのか、それとも公益委員が労働者側と使用者側と話をするのか、それとも労働者側、使用者側が直接お話しするのかというのは、協議させていただいた上で審議に入りたいと思います。

では、本日の金額審議については以上ということにさせていただきます。

では、3番目、その他ですが、事務局お願いします。

○市村賃金室長補佐 次回、第4回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会は、10月16日月曜日、16時30分からこの会場で開催します。

○佐藤部会長 本日予定した議事は終了しましたが、各委員から発言があればお願いします。

(なし)

○佐藤部会長 では、本日はこれにて、閉会します。ありがとうございました。